

## 長野県ゼロカーボン戦略推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 持続可能な脱炭素社会づくりに関する総合的な施策の企画立案・推進を図るため、長野県ゼロカーボン戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 持続可能な脱炭素社会づくりに関する総合的な施策の企画立案・推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

### (本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 副本部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 本部会議は、本部長が招集し、その会議を主宰する。
- 8 本部長は、必要があると認める場合に、部員以外の者を本部会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (幹事会)

第4条 本部の運営を円滑に行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、環境部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その会議を主宰する。
- 6 幹事長は、必要があると認める場合に、幹事以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

### (作業部会)

第5条 個別事項について検討を行うため、必要に応じ、本部に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会員は、幹事長が指定する者をもって充てる。

### (事務局)

第6条 本部及び幹事会の庶務は、環境部において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織、運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。  
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
この要綱は、令和 2 年 11 月 27 日から施行する。  
この要綱は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。  
この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。  
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

産業政策監、危機管理部長、企画振興部長、交通政策局長、総務部長、県民文化部長、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、観光スポーツ部長、農政部長、林務部長、建設部長、会計管理者、公営企業管理者、教育長、警察本部長

別表 2

| 部局名      | 幹事職名                   |
|----------|------------------------|
| 危機管理部    | 消防課長                   |
| 企画振興部    | 総合政策課長、市町村課長、交通政策課長    |
| 総務部      | 人事課長、財政課長、財産活用課長       |
| 県民文化部    | 県民政策課長                 |
| 健康福祉部    | 健康福祉政策課長               |
| 環境部      | 環境政策課長、環境政策課ゼロカーボン推進室長 |
| 産業労働部    | 産業政策課長                 |
| 観光スポーツ部  | 山岳高原観光課長               |
| 農政部      | 農業政策課長                 |
| 林務部      | 森林政策課長                 |
| 建設部      | 建設政策課長                 |
| 会計局      | 会計課長                   |
| 企業局      | 経営推進課長                 |
| 教育委員会事務局 | 教育政策課長                 |
| 警察本部     | 警務課長                   |